

平成 30 年度事業計画書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(1) 外国人留学生奨学金支給事業(定款 第 4 条第 1 号関係)

- ① 兵庫県内の大学にアジア諸国等から留学している外国人留学生(大学院生) 5 名に 一人当たり 月額 5 万円の奨学金を支給する。
支給期間 1 年。
- ② 奨学金支給留学生との情報交換のため懇談会を開催する。
開催回数 3 回。
- ③ 平成 31 年度の奨学生の募集及び選考を開始する。

(2) 研究助成金支給事業 (定款 第 4 条第 2 号関係)

- ① 兵庫県内の大学で行われる科学技術の基礎的または応用的研究で工学系 (機械、電気・電子、情報、建築、応用化学等) 及び 理学系 (物理、化学等) の分野での研究 5 件に対して 1 件当たり 100 万円以内の助成を行う。
- ② 平成 29 年度研究助成金支給者の研究状況の確認と懇談会を開催する。
- ③ 平成 31 年度研究助成金支給事業の助成対象案件の募集および審査を開始する。